事　務　連　絡
令和３年９月１４日

保護者　様

埼玉県立羽生第一高等学校長　守屋　和昭

緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応について

初秋の候、保護者の皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろ、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国は令和３年９月９日、本県に対する緊急事態宣言を９月３０日まで延長することを決定し、埼玉県においても、「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応」が決定されました。

つきましては、本校でも埼玉県の通知に則り、以下のように対応することといたしますので御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

記

１　感染予防の徹底について

（１）健康観察の徹底

ア　日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察の徹底をお願いします。

イ　発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないでください。

（２）手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア　手洗い及びマスクの正しい着用の徹底をお願いします。

※一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。

イ　気候上可能な限り、常時換気を徹底します。

（３）食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導します。

（４）登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導します。

２　期間について

３年生は令和３年９月３０日（木）まで（緊急事態宣言期間終了まで）

１，２年生は令和３年１０月１日（金）まで

３　授業における対応について

（１）時差通学及び短縮授業の実施

始業時刻を９：００とします。

授業は４５分短縮授業とします。

（２）分散登校とオンライン学習等を併用した授業の実施

感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続するために、教室では生徒の人数は２０名程度を基本とし、分散登校とオンライン学習等を併用した授業を実施します。

・分散登校は出席番号の偶数・奇数で分けることとします。
・出席番号偶数の生徒は偶数日に、奇数の生徒は奇数日に登校することとします。

４　学校行事について

文化祭は１０月８日（金）に生徒と教職員のみで実施いたします。
体育祭については、準備期間が十分とれないため、中止といたします。

５　部活動について

（１）活動日数等
活動日数は週２日以内（平日のみ）とします。
活動時間は９０分以内。校外活動、泊を伴う活動は禁止とします。

（２）留意事項
ア　健康観察を徹底し、本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加は禁止とします。
イ　部室の使用は原則禁止とし、直帰を徹底します。

６　ワクチン接種について

別添リーフレットをご覧ください。

７　心のケアについて

〇困ったときの相談窓口
https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html
〇 埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～
https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijimehutoukousoudan/ijimehutoukokusoudanmadoguti.html

担当
羽生第一高校　教頭　小秋元
ＴＥＬ　０４８－５６１－６５１１